

預金規定改定のお知らせ

平素は福岡信用金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」および令和2年4月施行の「民法改正」を踏まえ、令和2年4月より預金規定等を改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、口座開設時にお渡ししていた規定小冊子の配布は原則取り止め*、当金庫ホームページ上での掲載によりお知らせすることに変更させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

*印刷した規定の交付をご希望の場合は窓口までお申し出ください。

1. 対象となる主な預金規定等

- ・普通預金規定
- ・総合口座規定
- ・貯蓄預金規定
- ・当座勘定規定
- ・定期預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・財形預金等規定

2. 改定時期

令和2年4月1日より改定

3. 主な改定内容

主な改定事項は下記の通りです（規定により変更事項は異なります）。

詳細は新旧対照表をご参照ください。

- (1) 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、取引の制限・解約に係る文言を追加
- (2) 成年後見人ご本人について、補助・保佐・後見が開始された場合の取扱の明確化
- (3) 定期預金について、期日前解約の取扱いについて明確化
- (4) 各規定変更時の取扱の明確化

預金規定・新旧対照表

改定後	改定前
<p>○. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>1年以上利用のない預金口座は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(3) <u>日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫が指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することがあります。</u></p> <p>(4) <u>第1項</u>の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(5) <u>前4項</u>に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当</p>	<p>○. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) <u>前項</u>の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) <u>前2項</u>に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当</p>

改定後	改定前
<p>金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>○. (解約等)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第〇〇条第〇項に違反した場合</p> <p>③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>④ <u>当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前〇〇条第1項もしくは第3項の定めに基づき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合</u></p> <p>⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>⑥ <u>前〇条第1項から第4項までに定める取引の制限が1年以上に渡って解除されない場合</u></p> <p>⑦ <u>上記①から⑥までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合</u></p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>	<p>金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。</p> <p>○. (解約等)</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合</p> <p>② この預金の預金者が第〇〇条第〇項に違反した場合</p> <p>③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p> <p>④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>

改定後	改定前
<p>○. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。<u>預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。</u></p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>○. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>
<p>【定期預金規定】</p> <p>○. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 「<u>定期預金取引に共通する規定</u>」の第4条1項により満期日前に解約する場合、および「定期預金取引に共通する規定」の第4条第2項及び第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。</u></p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書面の受取欄(通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</p> <p>(3)(4) 省略</p>	<p>【定期預金規定】</p> <p>○. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) <u>当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合</u>、および「定期預金取引に共通する規定」の第4条第2項及び第3項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>4. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書面の受取欄(通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。</p> <p>(2)(3) 省略</p>

改定後	改定前
<p>○. <u>(規定の変更)</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>	<p>(新設)</p>

以 上